

令和5年度
奈良県自治会等連携補助金
募集要項

令和5年6月7日
奈良県知事公室政策推進課

本補助金は、「奈良県自治会等連携補助金交付要綱」に基づき実施するものであり、募集に関する内容は次のとおりとします。

1 目的

自治会、自治連合会、地域自治協議会といった地縁団体が、その他の地域団体と新たに連携して、住民主体で地域課題の解決に取り組む活動を支援することにより、地域コミュニティの活性化を目指します。

2 補助内容

(1) 補助対象団体

次の要件を全て満たす団体が対象となります。

① 県内の自治会（※1）、自治連合会（※2）

又は、市町村が例規等により定めた自治協議会（地域自治協議会、まちづくり協議会、市民自治協議会 等）
（以下「自治会等」という。）

※1 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう（自治会、町内会、町会、部落会、区会、区など）。

※2 自治会相互の親睦、連絡、関係行政機関との協調を図ることを目的に市町村内の一部地域の単位、市町村単位又は市町村の単位を越えた単位の複数の自治会で構成される団体をいう（自治連合会、自治会連合会、町内会連合会、町会連合会、区長会連合会など）。

② 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

③ 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦し、支持し、反対することを目的としていないこと。

④ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

⑤ 自治会等の運営が次のように適正に行われていること。

ア 自治会等の運営に係る規約、定款等を定めていること。

イ 毎事業年度、規約、定款等の定めに基づき、予算及び決算を行っていること。

ウ 規約、定款等に規定されている役員が現に就任していること。

エ 法令等に違反した活動を行っていないこと。

(2) 補助対象事業

次の要件を全て満たす事業が対象となります。

① 自治会等が、地域課題の解決のため、他の地域活動主体（※3）（以下、「連携団体等」という。）と新たに連携して実施する事業（※4）であること。

※3 自治会等同士の連携は、対象となりません。

※ 4 ・ 「連携」とは「協賛」や「後援」といった間接的な関わりではなく、事業の企画や実施等に直接関わるものをいいます。

・ 新規事業、既存事業に関わらず、新たに他の地域団体等と連携して実施する事業が対象となります。但し、既存事業の場合は、連携により事業の質的な拡充（内容の充実等）、又は量的な拡充（参加者の大幅増等）が図られる必要があります。

・ 連携の組み合わせの考え方については、別紙 1 のとおりです。

（連携団体等の例示）

社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織、消防団、防災士会、老人クラブ連合会、婦人会連合会、こども会連合会、PTA、学校・園、大学、福祉施設、NPO、事業所 など

② 次に掲げる補助テーマのいずれかに沿った事業であること。

- ア 高齢者への対応
- イ 地域での子どもの育み
- ウ 災害への備え
- エ デジタルの活用と広報の強化
- オ 地域への帰属意識の向上
- カ その他、地域課題の解決

（対象事業の例示）

補助テーマ	対象事業の例※ 5
ア 高齢者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の居場所づくり、集いの場づくり（シニア食堂、認知症予防講座など） ・ 高齢者の生活支援のしくみづくり（通院・買い物支援、電球交換、ゴミ出し支援など）等
イ 地域での子どもの育み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの居場所づくり（無料塾、遊び場など） ・ 子どもを地域で見守るしくみづくり（通学路の見守りなど）等
ウ 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、事業所、福祉施設など地域の他団体と共同で実施する避難訓練 ・ 女性や障害者に配慮した避難所訓練、防災マップづくり等
エ デジタルの活用と広報の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS を活用した連絡システムの立ち上げ ・ デジタル活用および紙媒体による自治会等の活動PR強化等
オ 地域への帰属意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭りや伝統行事の継承において参加者を増やす取組 ・ 地域資源マップづくり（集落点検、住民参加型調査）等
カ その他、地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家、空き地を地域資源として活用 ・ オンデマンドタクシーの運行等

※5 例示した事業以外でも、補助テーマに合致する場合は対象となります。

③ **連携団体等は、県内に基盤を置き（※6）県内で活動を行っている法人又は団体等であること。**

※6 県内に拠点（事務所、営業所、出張所でも可）を置いていることをいいます。

④ 連携団体等は、（1）の②から⑤をすべて満たすものであること。なお、（1）の⑤の「自治会等」は「連携団体等」と読み替えるものとする。

⑤ 次のいずれかに該当する事業でないこと。

ア 特定の個人や団体、法人の利益を目的とする事業

イ 営利を目的とする事業

ウ **国、地方公共団体、民間団体等からの補助金を充当する事業**

エ 交付決定前に終了する事業

オ 補助事業の実施によって得る収入が補助対象事業に係る経費を超過する事業

（3）事業の実施期間

- ・ 交付決定を受けた日から、令和6年3月31日までとなります。
- ・ 交付決定は、令和5年8月～9月頃を予定しています。

（4）補助対象経費

補助の対象となる経費は、下記に定めるもののうち事業の実施期間中に支出が完了しているものとなります。

交付決定日前の経費は、原則、対象となりませんので、ご注意ください。

（対象経費、対象外経費の例示）

費目	補助対象経費の例	補助対象外経費の例
交通費	講師旅費、団体構成員による補助事業実施に必要な調査等のための交通費	団体構成員の通常の交通費
印刷製本費	参加者募集チラシの印刷費	
消耗品費	事業に要する文具類や食材購入費、手指消毒用アルコール購入費、啓発物品、法被やユニフォーム、苗木、花苗、自身で施設整備する場合の木材やセメント等の購入費	ガソリン代（レンタカーの場合は除く）、弁当、ビール、ジュース、菓子等、金券（ギフト券、図書券等）、個人への贈答品、手土産、景品、個人に帰属する物品の経費
通信費	事業に要する郵便代、送料	補助事業に用いない切手の購入費

保険料	事業実施に伴う保険料（イベント保険、ボランティア保険等）の経費	
諸謝金	講師謝金、出演団体への謝礼、外部専門家への謝礼の経費	団体構成員に支払う報酬・謝礼、賞金、賞品、金券（ギフト券、図書券等）の経費
使用料（※7）	会場使用料、事業に要する機器類のレンタル・リース料、研修事業でのバス等借上料、施設入場料	構成団体の事務所賃料
備品購入費（※8）	補助事業実施に必要不可欠でリース金額（1年間分）と比較し購入する方が安価である場合のみ（ 補助対象経費総額の2割まで補助金に算入可能 ）	・財産取得に係る経費（登記手数料等）、主な目的が補助対象事業でない物品の購入費
委託料（※9）	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費（舞台の照明・音響、やぐらの設営等）	
その他の経費（※10）	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料、クリーニング代 ・補助事業の実施にのみ必要な補助的人員の人件費 ・専ら補助事業のため必要な電気工事、装飾や照明等の工事経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の事務職員の人件費 ・会議、打ち合わせに伴う飲料代、アルコール類、食事代、弁当代、茶菓子代

※7 レンタル・リース料は、補助対象経費総額の2割まで補助金に算入可能です。

※8 1品目2万円以上の物品は、備品となります。

※9 補助事業全体を他の者に委託する場合は補助対象になりません。

※10 工事経費は、補助対象経費総額の5割まで補助金に算入可能です。

【その他補助対象外経費の例】

- ・申請団体の構成員以外が支出した経費
- ・交付決定より前に着手している事業に要する経費（やむを得ない事由により交付決定を受けないで、事業に着手する場合は、奈良県自治会等連携補助金指令前着手届（第2号様式）を提出することで補助金交付申請日以後に着手する事業に要する経費も対象となる場合があります）
- ・ポイント等で支出した経費
- ・その他補助対象経費として適当でないと判断される経費

- ・申請にかかる費用、補助金の概算払い申請にかかる費用及び事業実績報告にかかる費用

(5) 補助額

- ・補助対象経費から、補助対象事業の実施によって得た収入（補助対象外経費に充当するものを除く）を差し引いた額となります。
- ・1事業につき50万円を上限とします。

3 補助申請

(1) 申請書類

- ・申請用紙は奈良県知事公室政策推進課のホームページから入手してください。
ホームページアドレス：<https://www.pref.nara.jp/63514.htm>
- ・申請は1団体につき、1件までとなります。
- ・提出された書類の返却、写しの交付はしませんので、必ず写しやデータを保管しておいてください。
- ・提出後の追加・差し替えは一切できませんので、ご了承ください。
- ・申請に当たっては、以下の書類を**各2部**提出してください。
(作成にあたっては、記入例を参考にしてください。)
- ① 奈良自治会等連携補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第1-2号様式）
※必要に応じ、事業内容を説明する冊子等の添付可。
- ③ 事業収支予算書（第1-3号様式）
- ④ 事業実施体制（第1-4号様式）
- ⑤ 自治会等の規約・定款等の写し、役員名簿、予算書・決算書の写し（直近事業年度のもの）
- ⑥ 連携先団体等の規約・定款等の写し、役員名簿、予算書・決算書の写し（直近事業年度のもの）
※新たに連携する団体分のみで可。
- ⑦ 事業に関する調書（別記様式1）
- ⑧ 補助金申請書類チェックシート（別記様式2）
- ・同一事業への補助は3年間を上限とします。なお、毎年度、審査を行い、選定された場合のみ交付を決定します。

(2) 申請期間

令和5年6月7日（水）から令和5年7月24日（月）17時まで
（必着）
申請期間を過ぎてからの受付は一切いたしません。

(3) 提出先

市町村自治会・地域コミュニティ担当課まで持参又は郵送で提出してください。申請書類をパソコンで作成している場合は、PDF形式等のデータでも提出してください（提出先は別紙2）。

(4) 各市町村から県への提出

各市町村からの県への提出件数は原則、制限を設けませんが、各市町村で選定を行う場合もあります。

4 審査

- ・申請のあった事業について、1次審査及び2次審査を行い、選定事業を決定します。
- ・選定事業は、10件程度を想定しております。

(1) 1次審査 (※11)

奈良県知事公室政策推進課において、申請書類に基づき書面審査を行います。審査に当たり、県から申請団体・事業等について問い合わせを行うことがあります。

※11 提出書類に不足がある場合は審査の対象となりませんので、ご留意ください。

(2) 2次審査

1次審査を通過したすべての申請事業について、外部有識者等による選定審査会において事業内容の書面審査を実施します。

(3) 審査基準

1次審査及び2次審査の審査基準は別紙3のとおりです。

5 補助金の交付決定、概算払い及び事業実績報告等

(1) 補助金の交付決定

選定された事業については、県から交付決定通知書をお送りします。なお、選定に当たっては条件を付けることがあります。選定とならなかった事業についても、その旨をお知らせします。

(2) 申請の取り下げ

交付決定を受けた後、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を県まで提出してください。

(3) 変更等の承認申請

- ・交付決定後、事業計画について変更(※12)しようとするときは、以下の書類を県まで提出してください。
 - ① 奈良県自治会等連携補助金変更承認申請書(第3号様式)
 - ② 変更後の事業計画書(第3-2号様式)
 - ③ 変更後の事業収支予算書(第3-3号様式)
 - ④ 変更後の事業内容がわかる書類(任意様式)

- ・事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県自治会等連携補助金事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を奈良県知事公室政策推進課まで提出してください。

※12 補助対象経費の20パーセント以下の増減（補助金の額の増額は不可）、事業収支予算書の費目ごとの金額の20パーセント以下の増減については、変更の手続きは不要です。

（4）補助金の概算払

必要があると認められる場合は、請求に基づき、交付決定額の1/2以内の金額を事業完了以前に交付を受けることができます。この場合、申請に当たっては以下の書類を各1部県まで提出してください。

- ・奈良県自治会等連携補助金概算払請求書（第5号様式）

（5）指示及び検査

県より、補助事業に関し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行う場合があります。

（6）状況報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県まで報告してください。

（7）実績報告

補助事業が完了したときは、次の書類を、事業完了日から20日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、県まで提出してください。

- ① 奈良県自治会等連携補助金実績報告書（第6号様式）
- ② 事業成果報告書（第6-2号様式）
- ③ 事業収支決算書（第6-3号様式）
- ④ 対象経費明細表（第6-4号様式）
- ⑤ 行事等の実施状況がわかる写真、案内チラシや、工事請負契約書及び委託契約書の写し等、実施内容がわかるもの。
- ⑥ 領収書の写し等支出の事実を証明できるもの。

連携が実現しなかった場合は、事業が実施されても補助対象とはなりませんのでご注意ください。

（8）補助金額の確定及び交付

実績報告書の内容が適当と認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、申請団体に通知します。

通知を受けた、申請団体は、奈良県自治会等連携補助金交付請求書（第7号様式）を県まで提出してください。請求書を受理した後、補助金を交付します。

(9) 交付決定の取消等

- ・ 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
 - ① 交付決定に当たり付けた条件に違反したとき。
 - ② 承認を受けることなく事業計画を変更したとき。
 - ③ 補助事業に関する指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しく妨げたとき。
 - ④ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・ 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還をしていただきます。

(10) 事情変更による補助対象経費の取扱い

- ・ 自然災害、病気の罹患等のやむを得ない理由により、事業を中止し、又は廃止した場合であって、中止又は廃止の決定をした時点で既に支出済みである等やむを得ない支出であると認められるときは、当該経費を補助対象とすることができる場合があります。
- ・ 前記の事由により事業を中止又は廃止の決定をしたときは、速やかに県に報告してください。

(11) 補助金の経理等

補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

6 スケジュール (※13)

事項	日程
申請期間	令和5年6月7日(水)～令和5年7月24日(月)17時まで
1次審査、2次審査	8月～9月
選定事業の決定・通知	8月下旬～9月中旬
事業の着手	上記決定以後(指令前着手届を提出することで補助金交付申請日以後の着手が可能となる場合あり)
事業の完了	令和6年3月31日まで
事業実施報告書の提出期限	事業完了日から20日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日
補助金の額確定、交付	実績報告書の審査終了後、概ね2週間後

※13 スケジュールは、変更となる場合があります。

7 その他

(1) 募集要項、申請書類等

奈良県知事公室政策推進課のホームページからダウンロードできます。
ホームページアドレス：<https://www.pref.nara.jp/63514.htm>



ホームページ
へのリンク

(2) 申請書類の記載方法

- ・ 所定の用紙に、簡潔明瞭に記載してください。
- ・ 書類は可能な限り、パソコンで作成し、その場合は、申請書類はPDF形式等のデータでも提出してください。手書きで作成いただいても結構です。
- ・ 用紙のサイズはA4で統一し、文字サイズは極端に小さくせず、様式の記載欄は必要に応じて枠を調整してください。
- ・ なお、既存の冊子等を添付する場合は、そのままの大きさと結構です。

(3) 申請にかかる費用負担

申請にかかる費用、補助金の概算払い申請にかかる費用及び事業実績報告にかかる費用は、すべて申請者の負担になります。補助対象経費に含めることはできませんのでご注意ください。

(4) 情報公開

- ・ 申請書類は、原則として情報公開の対象となります。
- ・ 申請された事業名、事業の内容、団体名及び代表者名は公表します。

(5) 問い合わせ先（※14）

奈良県知事公室政策推進課
奈良市登大路町30番地（奈良県庁本庁舎5階）

担当：染川、森岡

電話：0742-27-8306

受付時間は、月曜から金曜日（祝日は除く）の、午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時～午後1時は除く）となります。

メール：seisakuc@office.pref.nara.lg.jp

※14 **個別事業の審査内容等に関するお問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。**

連携の考え方

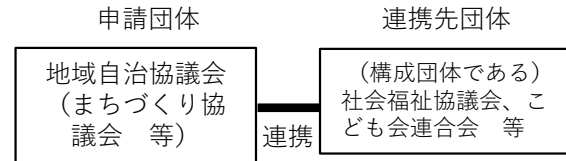
次のような組み合わせの連携は対象となります。

※新たに連携する場合に限ります。

①自治会等と地域活動主体との連携



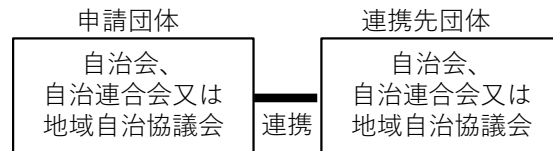
②自治協議会と申請団体の構成団体との連携



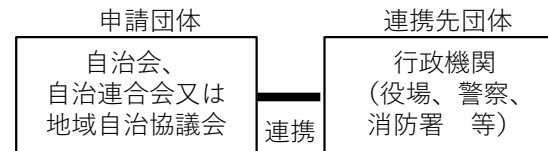
※申請事業において、これまでに当該構成団体と連携している場合は対象外。
※自治会、自治連合会と構成団体との連携は対象外となります。(下記⑤の場合)

次のような組み合わせの連携は対象となりません。

③自治会等同士との連携

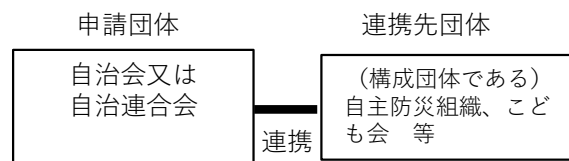


④自治会等と行政機関との連携

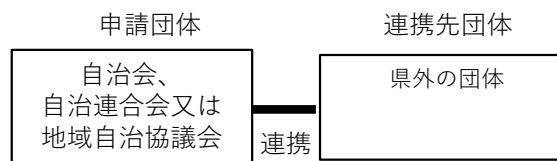


※学校・園等の教育機関との連携は対象となります。
※行政機関と地域活動主体がメンバーとなっている実行委員会等との連携は対象となります。

⑤自治会又は自治連合会と申請団体の構成団体との連携



⑥自治会等と県外の団体との連携



市町村・自治会コミュニティ担当課一覧

別紙2
令和5年6月6日現在

市町村名	郵便番号	住所	担当課	電話番号	E-mail アドレス
奈良市	630-8580	奈良市二条大路南一丁目1番1号	地域づくり推進課	0742-34-1111	chiikidukuruisuishin@city.nara.lg.jp
大和高田市	635-8511	大和高田市大字大中98番地4	まち振興課	0745-22-1101	machi@city.yamatotakada.nara.jp
大和郡山市	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	総務課	0743-53-1151	soumu@city.yamatokoriyama.lg.jp
天理市	632-8555	天理市川原城町605	市民総活躍推進課	0743-63-1001	katuyaku@city.tenri.lg.jp
橿原市	634-8586	橿原市八木町1-1-18	市民協働課	0744-22-4001	shiminkyodo@city.kashihara.lg.jp
桜井市	633-8585	桜井市大字粟殿432-1	市民協働課	0744-42-9111	kyodo@city.sakurai.lg.jp
五條市	637-8501	五條市岡口1丁目3番1号	地域政策課	0747-22-4001	siminkyoudou@city.gojo.lg.jp
御所市	639-2298	御所市1番地の3	地域協働安全課	0745-62-3001	anzen@city.gose.lg.jp
生駒市	630-0288	生駒市東新町8番38号	地域コミュニティ推進課	0743-74-1111	shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp
香芝市	639-0292	香芝市本町1397番地	市民協働課	0745-76-2001	kyoudou@city.kashiba.lg.jp
葛城市	639-2195	葛城市柿本166番地	企画政策課	0745-44-5016	kikaku@city.katsuragi.lg.jp
宇陀市	633-0292	宇陀市榛原下井足17番地の3	総務課	0745-82-8000	soumu@city.uda.lg.jp
山添村	630-2344	山辺郡山添村大字大西151番地	総務課	0743-85-0041	soumu@vill.yamazoe.lg.jp
平群町	636-8585	生駒郡平群町吉新1-1-1	政策推進課	0745-45-1002	seisaku@town.heguri.lg.jp
三郷町	636-8535	生駒郡三郷町勢野西1-1-1	総務課	0745-73-2101	soumu@town.sango.lg.jp
斑鳩町	636-0198	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号	総務部総務課	0745-74-1001	soumu@town.ikaruga.lg.jp
安堵町	639-1095	生駒郡安堵町大字東安堵958番地	総合政策課	0743-57-1511	sougouseisaku@town.ando.lg.jp
川西町	636-0202	磯城郡川西町大字結崎28番地の1	総合政策課	0745-44-2213	seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp
三宅町	636-0213	磯城郡三宅町大字伴堂689番地	総務課	0745-44-2001	soumu@town.miyake.lg.jp
田原本町	636-0392	磯城郡田原本町 890-1	総務課	0744-32-2901	somusho@town.tawaramoto.lg.jp
曽爾村	633-1212	宇陀郡曽爾村今井495-1	総務課	0745-94-2101	soumu@vill.soni.lg.jp
御杖村	633-1302	宇陀郡御杖村大字菅野368	総務課	0745-95-2001	soumu@vill.mitsue.lg.jp
高取町	635-0154	高市郡高取町観覚寺990-1	総務課	0744-52-3334	soumu@town.takatori.lg.jp
明日香村	634-0142	高市郡明日香村大字橋21番地	総務財政課	0744-54-2001	soumu@vill.asuka.lg.jp
上牧町	639-0293	北葛城郡上牧町大字上牧3350	秘書人事課	0745-76-2501	hisyo@town.kanmaki.lg.jp
王寺町	636-8511	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23	政策推進課	0745-73-2001	seisaku@town.oji.lg.jp
広陵町	635-8515	北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	協働のまちづくり推進課	0745-55-1001	kyodo@town.nara-koryo.lg.jp
河合町	636-8501	北葛城郡河合町池部1丁目1番1号	政策調整課	0745-57-0200	hisyo@town.kawai.lg.jp
吉野町	639-3192	吉野郡吉野町大字上市80番地の1	協働のまち推進課	0746-32-3081	kyoudou_s@town.yoshino.lg.jp
大淀町	638-8501	吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地	総務課	0747-52-5501	soumu@town.oyodo.lg.jp
下市町	638 8510	吉野郡下市町大字下市1960	総務課	0747 52 0001	soumu@town.shimoichi.lg.jp
黒滝村	638-0292	吉野郡黒滝村大字寺戸77番地	総務課	0747-62-2031	kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp
天川村	638-0392	吉野郡天川村大字沢谷60番地	総務課	0747-63-0321	soumu@vill.tenkawa.lg.jp
野迫川村	648-0392	吉野郡野迫川村大字北股84番地	総務課	0747-37-2101	soumuka1@vill.nosegawa.lg.jp
十津川村	637-1333	吉野郡十津川村大字小原225-1	総務課	0746-62-0001	soumu@vill.totsukawa.lg.jp
下北山村	639-3803	吉野郡下北山村大字寺垣内983	総務課	07468-6-0001	soumu@vill.shimokitayama.lg.jp
上北山村	639-3701	吉野郡上北山村大字河合330	総務企画課	07468-2-0001	somu@vill.kamikitayama.lg.jp
川上村	639-3594	吉野郡川上村大字迫1335番地の7	総務税務課	0746-52-0111	soumu@vill.nara-kawakami.lg.jp
東吉野村	633-2492	吉野郡東吉野村大字小川99番地	総務企画課	0746-42-0441	soumukikaku@vill.higashiyoshino.lg.jp

令和5年度 奈良県自治会等連携補助金 審査基準

1 1次審査基準

以下の基準をすべて満たす事業であること。

- (1) 申請団体が、募集要項 2(1) 補助対象団体の要件を全て満たしていること。
- (2) 申請事業が、募集要項 2(2) 補助対象事業の要件を全て満たしていること。
- (3) その他、本補助金の対象としてふさわしくない事業でないこと。

2次審査基準により審査する場合があります。

2 2次審査基準

評価項目		
事業内容	手法の妥当性	住民主体で地域課題の解決に取り組むことで、地域コミュニティの活性化を目指すという、本補助金の目的達成のために効果的かつ効率的な内容となっているか。
	多様な主体との連携	多様な地域活動主体と連携する内容となっているか。
	連携の効果	連携の効果が見込まれる内容となっているか。
	継続性	補助終了後も、継続や発展が見込まれる内容となっているか。
	先駆性	他の地域のモデルとなる内容となっているか。
実効性	団体の事業遂行能力は事業内容等を鑑み十分なものとなっているか。	
事業費の妥当性	事業費は適切に見積もられているか、また、費用対効果が見込まれるものとなっているか。	